

議案第7号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

平成29年度の保険料軽減判定所得の基準額の引き上げ及び平成29年度の予算政府案に基づく平成29年度以後の保険料軽減特例について規定する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第14条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に、第3号中「480,000円」を「490,000円」に改め、同条第2項中「、また」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項から第26項までを削り、附則第27項を附則第13項と、附則第28項を附則第14項とし、附則第3項の次に次の9項を加える。

（平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

- 4 平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条、第15条又は附則第5項から第10項まで」とする。

（平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

- 5 平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

- 6 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- 7 前2項の規定は、平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

- 8 平成29年度における基礎控除後の総所得額等が580,000円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とす

る。

- 9 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

- 10 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者(前条第1項第1号、第1号の2及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

- 11 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは「平成30年度においては第14条、第15条又は附則第5項から第7項まで若しくは附則第12項」と、「平成31年度においては第14条、第15条又は附則第5項から第7項まで」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

- 12 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者とあるのは、「限る。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に

関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

